

○鹿屋市定住促進住宅用地の貸付け及び分譲に関する条例

平成18年1月1日条例第27号

鹿屋市定住促進住宅用地の貸付け及び分譲に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鹿屋市の定住化促進を図り、地域の活性化を推進するため設置する鹿屋市定住促進住宅用地（以下「定住促進住宅用地」という。）の貸付け及び分譲に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 定住促進住宅用地は、利便性や地域の実情等を総合的に考慮して、市長が設置するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その一部を市営住宅用地として利用することができる。

(貸付け及び分譲の対象者)

第3条 定住促進住宅用地の貸付け及び分譲を受けることができる者は、定住促進住宅用地に永住を希望し、自己の居住する住宅を建築しようとする者とする。

(貸付け及び分譲の申請)

第4条 定住促進住宅用地の貸付け又は分譲を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請書を提出しなければならない。

(貸付け及び分譲の決定及び契約)

第5条 市長は、定住促進住宅用地の貸付け又は分譲を決定したときは、その旨を当該申請者に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から1箇月以内に貸付け及び分譲の契約に必要な書類を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 定住促進住宅用地の貸付けを受ける者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、必要な保証能力を有し、市長が適当と認める者でなければならない。

(保証金)

第7条 貸付けの決定を受けた者及び分譲の決定を受けた者は、当該定住促進住宅用地の分譲価格の10分の1を、あらかじめ保証金として納付しなければならない。

2 市長は、貸付けの決定を受けた者が次条の貸付期間の満了時において、この条例及び賃貸借契約書の規定に違反していない場合には、前項の保証金を返還するものとする。

3 市長は、分譲の決定を受けた者が、譲渡代金の完納時において、この条例及び譲渡契約書の規定に違反していない場合には、第1項の保証金を返還するものとする。

4 保証金には、利子は付さない。

(貸付料及び貸付期間)

第8条 定住促進住宅用地の貸付料は、規則で定めるところによる。

2 定住促進住宅用地の貸付期間は、20年とする。

(分譲価格等)

第9条 定住促進住宅用地の分譲価格は、規則で定めるところによる。

2 分譲の決定を受けた者は、譲渡契約の締結の日までに譲渡代金の5分の1以上の額を納付し、残額は譲渡契約の締結の日から6箇月以内に納付しなければならない。

(建築工事の着手)

第10条 定住促進住宅用地の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）及び定住促進住宅用地の分譲を受けた者（以下「譲受者」という。）は、契約締結の日から2年以内に住宅の建築工事に着手しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の期間を更に1年間に限り延長することができる。

(禁止事項)

第11条 借受者及び譲受者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付け及び分譲を受けた土地を第三者に転貸すること。
- (2) 分譲を受けた土地を市長の許可なく第三者に譲渡すること。
- (3) 市長の許可なく土地の形状を変更すること。
- (4) 借受者が、貸付料を滞納すること。
- (5) その他居住環境に支障を来す行為をすること。

2 市長は、借受者及び譲受者が前項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は前条の規定に違反したときは、原状回復を命じ、又は契約を解除することができる。

3 市長は、契約解除を行う場合において、既に貸付けをした土地（以下「貸付地」という。）に住宅等建物がある場合には、当該住宅等建物を買収することができる。

(払下げ)

第12条 市長は、借受者が契約期間の満了時において、この条例及び賃貸借契約書の規定に違反していないときは、貸付地を当該借受者に無償で払い下げるものとする。

2 市長は、相当と認めるときは、貸付期間の満了前であっても貸付地を当該借受者に無償で払い下げることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の輝北町定住促進用地の貸付け及び分譲に関する条例（平成6年年輝北町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。